

八代外港工業用地分譲・貸付基本方針

第1 趣 旨

八代外港工業用地（以下、本団地という）は、本県産業振興及び経済の活性化を図るため、誘致企業及び地域企業等に分譲、貸付を行うことを目的に、以下の事項を定める。

第2 分譲・貸付対象業種

製造業及び運輸業とする。（平成5年総務庁告示第60号）

ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第3 対象企業の選定

分譲、貸付を行なう企業は、成長性及び安定性のある企業で、県で適当と認めたものとする。

ただし、この場合事前に八代市の意見を聴取するものとする。

第4 区画の分割

原則として、区画の分割は行なわないものとする。

ただし、本団地の環境及び景観形成上支障がなく、分割後の土地が分譲、貸付が可能と認められる場合に限り、区画の分割ができるものとする。

第5 分譲価格及び貸付料

1 分譲価格

原価主義とし、用地全体の造成原価をプール計算し、処分時点までの建設利息を加算した価格とする。

2 貸付料

別途定める「八代外港工業用地普通財産貸付要綱」によるものとする。

第6 用途の指定

1 分譲の場合は、土地引渡しの日から3年以内に操業を開始するものとし、土地引渡し の日から10年間は、指定用途以外の用に供しないものとする。

2 貸付けの場合は、貸付開始日から3年以内に操業を開始するものとし、貸付期間満了 の日まで指定用途に供しなければならないものとする。

第7 公害防止協定

工場建設に先立ち、八代市が必要とする場合は、進出企業と八代市で公

害防止協定を締結するものとする。

第9 その他

従前定めた「熊本県八代外港工業用地分譲基本方針」（昭和45年3月4日 知事決裁）については、廃止するものとする。

第10 施行日

本基本方針は、平成25年11月12日から施行する。